

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	領事業務の充実			番号	⑫					
評価方式	総合(実績)事業	政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため5段階達成度は記載出来ない。							
(千円)										
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額				
	会計	組織/勘定	項	事項		3年度 当初予算額		4年度 概算要求額		
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	領事政策費	領事業務の充実に必要な経費		6,305,014		4,899,614		
	一般	外務本省	領事政策費	在外投票の実施に必要な経費		112,705		13,883		
	一般	在外公館	領事政策費	領事業務の充実に必要な経費		4,279,960		4,383,062		
	一般	在外公館	領事政策費	在外投票の実施に必要な経費		215,675		304,464		
	小 計				一般会計	10,913,354		9,601,023		
						<	>の内数	<	>の内数	
					特別会計					
						<	>の内数	<	>の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの										
	小 計				一般会計					
						<	>の内数	<	>の内数	
					特別会計					
						<	>の内数	<	>の内数	
合 計					一般会計	10,913,354		9,601,023		
						<	>の内数	<	>の内数	
					特別会計					
						<	>の内数	<	>の内数	

施策Ⅳ-1 領事業務の充実（モニタリング）

令和3年度事前分析表（モニタリング）

（外務省3-IV-1）

施策名（※）	領事業務の充実
施策目標	<p>在外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のため、以下を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 領事サービス・邦人支援策を向上・強化する。領事業務実施体制を整備する。また、日本国旅券に対する国際的信頼性を維持し、国民の円滑な海外渡航の確保のために、旅券行政サービスや旅券のセキュリティの向上を図りつつ、国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給を行う。 2 在外邦人の安全対策強化に向け、邦人渡航者や中小企業に対する広報・啓蒙の実施、在外公館の危機管理・緊急事態対応能力の向上、安全情報の収集・発信や官民連携の強化を積極的に推進する。 3 日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、出入国管理等の厳格化への要請に応える。人的交流促進のため、アジア諸国を始め、ビザ発給要件の緩和を実施する。また、在日外国人に係る問題の解決に向けた取組を積極的に進める。 4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施のため、ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流を促進するとともに、広く一般に条約を知ってもらえるよう、積極的に広報を行う。
目標設定の考え方・根拠	<p>世界で活躍する在外邦人の生命・身体を保護し、利益を増進すること、戦略的な国内外の人的交流を促進していくことは、外務省の最も重要な任務の1つである。外務省の中でも最も国民の生活に身近な領事業務は国民の視点に立った対応が特に求められるところ、領事サービスの向上、国民の安心安全及び人物交流推進を中心に、各目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成30年6月15日 閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> 第2章5.（4）② 観光立国の実現 第2章7.（1）① 外交 第2章7.（4）② 危機管理 ・未来投資戦略 2018（平成30年6月15日 閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> 第2 I.〔3〕1.（3）ii）② マイナンバー制度の利活用推進 第2 I.〔4〕4.（3）i）② コ ビザの戦略的緩和 ・第201回国会外交演説（令和2年1月20日） ・女性活躍加速のための重点方針 2019（令和元年6月18日 全ての女性が輝く社会づくり本部決定） <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 4.（1）働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討 ・IT新戦略の策定に向けた基本方針（平成29年12月22日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定） <ul style="list-style-type: none"> Ⅱ. 1.（1）行政サービスの100%デジタル化 ・デジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月16日 eガバメント閣僚会議決定） <ul style="list-style-type: none"> 3. 3（9）旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化 ・ Bangladeshにおけるテロ事案を受けた取組（平成28年7月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） <ul style="list-style-type: none"> 2 海外における邦人の安全確保 ・パリにおける連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組（平成28年7月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） ・明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定） ・観光ビジョン実現プログラム 2018 ―世界が訪れたい日本を目指して―（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2018）（平成30年6月 観光立国推進閣僚会議） ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日 関係閣僚会議了承）

・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成30年12月25日閣議決定）						
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	17,128	17,979	17,062	10,910
		補正予算(b)	1,048	219	10,733	
		繰越し等(c)	0	32	△8,523	
		合計(a+b+c)	18,177	18,230	19,273	
執行額(百万円)		17,766	17,666	17,867		
同（分担金・拠出金）	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	—	—	4	3
		補正予算(b)	—	—	0	
		繰越し等(c)	—	—	0	
		合計(a+b+c)	—	—	4	
執行額(百万円)		—	—	3		
政策体系上の位置付け	領事政策	担当部局名	領事局	政策評価実施予定時期	令和4年8月	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 領事サービスの充実

施策の概要

- 1 在外邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組
海外での在外邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上・改善に関する取組を進める。
- 2 領事担当官の能力向上
国民に対し、質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。
- 3 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上
日本国旅券の国際的信頼性を確保するため国際民間航空機関（ICAO）の定める国際標準に準拠した旅券の円滑かつ確実な発給等、旅券事務の適正な執行を確保する。また、高度な偽変造対策を施した次期旅券の発行準備等、旅券セキュリティ強化への取組を進めるなど、旅券秩序の維持に努めるとともに、デジタル技術の活用による申請方法等の多様化に向けた検討等を行うことにより、国民の利便性向上を図る。
- 4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施
ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流に関する支援を行う。また、支援拡大の検討を行うとともに、子の連れ去りを未然に防止するための積極的な広報を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定）
第 2 章 5.（4）② 観光立国の実現
第 2 章 7.（1）① 外交
第 2 章 7.（4）② 危機管理
- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（骨太の方針）（令和 2 年 7 月 17 日 閣議決定）
第 3 章 1.（1）次世代型行政サービスの強力な推進ーデジタル・ガバメントの断行
- ・未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定）
第 2 I.〔3〕1.（3）ii）② マイナンバー制度の利活用推進
- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
- ・女性活躍加速のための重点方針 2020（令和 2 年 7 月 1 日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）
Ⅲ 4. 女性活躍の視点に立った制度等の整備
- ・デジタル・ガバメント実行計画（令和 2 年 12 月 25 日改定 閣議決定）
6 行政手続きのデジタル化

測定指標 1-1 利用者の評価等サービスの向上 *

中期目標（令和 4 年度）

在外公館の領事サービスの維持・向上。
在外邦人に対する利便性・福利向上及び権利確保のために努める。

令和 2 年度目標

在外公館の領事サービスの向上・改善

- 1 領事サービスのアンケート調査において入館時・窓口・電話の対応に対する満足度を第 3 者機関も活用してより客観的に測り、肯定的評価（「満足」）の回答割合が回答数全体の 80%になることを目指す。
- 2 利用者の事情やニーズをよく把握し、相手の理解度に合わせて適切な説明や対応に努めるよう指導を継続するとともに、対応上の問題点を在外公館内で常時共有し、改善に向け努力することにより、良質な領事サービスの提供を目指す。

施策の進捗状況・実績

1

（1）令和 3 年 1 月、管轄区域内に 300 名以上の在留邦人が居住する 145 公館を対象に、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施し、18,349 の有効な回答が寄せられた（前年度

39,579の半数以下の回答数となったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、窓口を訪れて領事サービスを利用した在外邦人が減少したことによるものと考えられる。)

(2) 領事サービスに関する総合的な満足度では、回答者の82.7%が「満足」又は「やや満足」と肯定的に評価し、「満足ではない」又は「あまり満足ではない」との否定的な評価は9.5%にとどまった。

(3) 領事サービスを利用することで、回答者の92.1%が問題(申請、届出、各種相談等)が「解決された」又は「まあ解決された」と回答しており、高い割合で利用者の目的が達成できていると評価できる。

(4) スタッフの「業務知識・処理速度」及び「接客マナー」についても、「満足」及び「やや満足」との回答が80%を超えていることから、領事サービスを利用した在外邦人からおおむね高い評価を得ていると評価できる。

2

(1) アンケートの設問構成等を見直し、調査の質的改善を図るとともに、国民目線での公平な調査結果の評価を得るため、サービス改善のための知見・技術を有し、アンケート調査の実績がある外部機関(民間)による調査を実施した。

(2) 回答者から寄せられた意見・コメントとともに本件調査実施在外公館に調査結果を伝え、利用者が領事サービスとして何を求めているのか、自公館の領事窓口、接客マナーがどのような評価を受けているのかを改めて認識させた。また、電話や窓口の対応ぶりが在外公館に対するイメージを形成していることを認識させ、本官による領事担当現地職員への継続的な指導を徹底するなど、サービス向上につなげる具体的で実態に則した調査報告書を在外公館に示しつつ、指導を行った。

令和3年度目標

在外公館の領事サービスの向上・改善

- 1 領事サービスのアンケート調査において窓口・電話の対応に対する満足度を第三者機関も活用してより客観的に測り、肯定的評価(「満足」・「やや満足」)の回答割合が回答数全体の80%になることを目指す。
- 2 利用者の事情やニーズをよく把握し、相手の理解度に合わせて適切な説明や対応に努めるよう指導を継続するとともに、対応上の問題点を在外公館内で常時共有し、改善に向け努力することにより、良質な領事サービスの提供を目指す。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

- 1 在外邦人の声に耳を傾けることは、在外邦人の多様なニーズを把握し、領事サービスの向上・改善を図る観点から重要であり、その取組に関する客観的な評価を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。
- 2 在外公館が提供するサービスに対する利用者の満足度を定点観測することが、領事サービスの状況を正確に把握できることになるとの考えに基づき、昨年度に引き続き、肯定的評価(「満足」・「やや満足」)の回答割合が回答数全体の80%となることを目標とした。なお、肯定的評価の回答割合が80%に達していれば、在外邦人からおおむね好意的な評価が得られているものと考えられる。

測定指標1-2 領事研修の実施 *

中期目標(令和4年度)

領事研修の成果は、在外公館が提供する領事サービスに対する在外邦人による評価に表れるとの認識に基づき、在外邦人との接点となる領事担当官が在外邦人の多様なニーズを把握し、それに応じていく上で必要となる領事事務各分野の能力とともに、コミュニケーション能力向上のため、本省で適切な研修計画を立案し実施する。これにより、在外邦人を取り巻く環境を理解した上で領事業務を適切に遂行できる領事担当官の育成を強化する。

令和2年度目標

- 1 領事サービスは、領事担当官が提供する内容(領事事務)を十分理解した上で在外邦人に提供するサービスであることを改めて認識し、領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務各分野での理解度を研修を通じて深められるよう、領事関係研修の充実を図る。
- 2 研修(講義)内容が在外公館のニーズに合致したものであるかにつき研修受講者アンケートを通じ確認するとともに、在外公館が提供する領事サービスに対して在外邦人から適切な評価を得られ

ているかを確認するため、例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」を活用する。

施策の進捗状況・実績

1 領事事務関係研修を以下のとおり実施した。

研修名・研修目的と概要	実施回数	参加者数
領事初任者研修 若手の領事担当一般職職員、領事業務未経験者を対象に、領事業務全般についての基礎知識の習得とともに、実際の援護事案を基にしたケーススタディ、精神障害事案、死亡事案への対応ぶりについて講義、マナーやクレームが寄せられた場合の対応を学ぶためのロールプレイを含む外部専門家とのオンライン形式の研修を実施した。	2回	計175人
領事中堅研修 領事業務経験が豊富な職員を対象に、専門性の確立や更なる能力向上を促すことを目的として、個別分野を深く掘り下げるとともに、オンライン研修であったため、質疑応答の時間を多く取り、受講者が参加・発言する機会を多くした。また、コミュニケーション能力が業務遂行において不可欠であることに鑑み、能力向上のためのプレゼンテーション・セミナーを、また、緊急事態発生時の初期対応に資するためPFA（サイコロジカル・ファーストエイド）研修を講義に組み入れた。	1回	計38人
在外公館警備対策官研修 在外公館に赴任を予定している警備対策官に対し、領事業務全般についての基礎知識の習得を目的とした研修をオンラインで実施した。	1回	計91人
官房要員事務研修 入省4年目の一般職職員を対象に、外務省員として領事業務の重要性及び業務内容についての理解を深めるため、領事業務の概要・基礎的業務内容等について説明した。	1回	計53人
赴任前個別ブリーフ 在外公館への赴任を控えた職員等を対象とし、個別に領事業務全般の基礎について研修を実施した。	4回	計16人
在外領事中間研修 領事業務における新しい動きや、地域特有の問題等について議論・意見交換するため、毎年、在外拠点公館に地域の領事担当官を集めた研修会議をオンラインで実施した。	2回	計55人

2 受講者アンケートを通じた研修実施内容の検証

領事初任者研修及び領事中堅研修については、受講者の9割以上が非常に有意義であったと回答している。新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインによる研修に変更したことについても、旅費の制限等がなくなったことから参加しやすくなったと回答しており、参加者が結果として増加した。

オンライン形式による研修では、時差による参加の困難さ、システムの操作性、実技を伴う研修ができないため、効果が低減する等の課題を指摘する意見もあり、研修内容によって対面方式による研修を併用しながら、新しい生活様式を踏まえた研修方法について引き続き検討が必要となっている。

令和3年度目標

1 領事サービスは、領事担当官が提供する内容（領事事務）を十分理解した上で在外邦人に提供するサービスであることを改めて認識し、新型コロナウイルス感染症拡大という状況において、人の移動が制限されるという中での研修をどういった形式で実施することが有効かを常に考えつつ、領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務各分野での理解度を研修を通じて深められるよう、オンライン等を活用しながら領事関係研修の充実を図る。

2 研修（講義）内容が在外公館のニーズに合致したものであるかにつき研修受講者アンケートを通じ確認するとともに、在外公館が提供する領事サービスに対して在外邦人から適切な評価を得られているかを確認するため、例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」

を活用する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外における邦人の生命・財産その他の利益の保護・増進等に係る領事業務に従事する職員の能力向上を図ることは、結果的に領事サービスを利用する在外邦人の在外公館への評価となって反映されるため、能力向上に資する研修の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

研修の成果は、在外公館、とりわけ、研修参加者が提供する領事サービスがいかに関与する在外邦人に受け止められるかによるため、在外邦人からの評価を真摯に受け止め、領事担当官及び利用者たる在外邦人からの評価を参考にしつつ、研修内容の更なる充実に取り組んでいくことが重要である。

測定指標 1－3 日本人学校・補習授業校への援助 *

中期目標（令和4年度）

海外で義務教育相当年齢の子女に対して、日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安心・安全な環境で受けることができるようにする。

令和2年度目標

1 在外教育施設への援助の適切な運用

厳しい予算事情の中、新たに支援要望のあった政府援助要件を満たす在外教育施設に対し、予算の範囲内で政府援助を行う。また、従来から援助を行っている在外教育施設を始め、新規に援助を行う在外教育施設に対し、政府援助の適正な執行運用等につき指導・助言を行う。

2 安全対策強化

(1) 経営基盤の脆弱な在外教育施設が積極的に安全対策に取り組めるように、引き続き、民間会社による安全評価の結果を反映した、施設強化整備、危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言や警備員雇用費や警備機器維持管理費の政府援助を行う。

(2) 建設後、一定期間が経過し、老朽化が目立つ日本人学校施設や、地震多発地域に所在する日本人学校施設の地震による損傷等の危険を回避するため、緊急性等が認められる大規模老朽・耐震整備費への支援を行う。

施策の進捗状況・実績

1 令和2年度において新たに政府援助の対象となる基準を満たした補習授業校が2校増え、援助対象基準を満たす補習授業校は230校となった（1校は休止）。新たに基準を満たした補習授業校2校を含め、政府援助の適正な執行運用等について適宜指導・助言を行った。そのうち、要望のあった223校に対し、政府援助を実施した。

2 以下の安全対策強化を実施した。

(1) 日常の警備員雇用費、警備機器維持管理費に加え、テロ攻撃のリスクが高まると見られる期間前後の警備員雇用経費の援助を実施した。

(2) 危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言を日本人学校等の関係者に行った。

(3) テロを想定した在外教育施設の強化整備として、外周壁の嵩上げなど5校の日本人学校が実施した工事に対し援助を行った。

(4) 地震による損傷等の危険を回避するため、1校の日本人学校が実施した補強工事に対し援助を行った。また、5校の日本人学校が実施した老朽化の進む校舎の工事に対し援助を行った。さらに、経営基盤の脆弱な12校の日本人学校が実施した校舎等の修繕工事に対し支援を行った。

3 新型コロナウイルス対策支援として以下の援助を実施した。

(1) 児童生徒が安全に学校生活をおくれるよう、日本人学校の児童生徒、学校関係者及び学校来訪者の健康状態を観察するための熱画像計測装置（サーモグラフィ）購入・設置の支援を実施した。

(2) 在外教育施設支援の強化として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける日本人学校・補習授業校等の現地採用教師・講師の給与面の支援の拡充を実施した。

令和3年度目標

1 在外教育施設への援助の適切な運用

厳しい予算事情の中、新たに支援要望のあった政府援助要件を満たす在外教育施設に対し、予算の範囲内で政府援助を行う。また、従来から援助を行っている在外教育施設を始め、新規に援助を行う在外教育施設に対し、政府援助の適正な執行運用等につき指導・助言を行う。

2 安全対策強化

- (1) 経営基盤の脆弱な在外教育施設が積極的に安全対策に取り組めるように、引き続き、民間会社による安全評価の結果を反映した、施設強化整備、危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言や警備員雇用費や警備機器維持管理費の政府援助を行う。
- (2) 建設後、一定期間が経過し、老朽化が目立つ日本人学校施設や、地震多発地域に所在する日本人学校施設の地震による損傷等の危険を回避するため、緊急性等が認められる大規模老朽・耐震整備費への支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外の義務教育相当年齢の児童・生徒が、安く、安心・安全な環境で教育を受けることができるよう政府として支援する必要がある、その取組に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

また、安全対策を強化する観点から、ソフト・ハード両面において必要な支援を実施することが重要であることから、警備関連経費の補助や施設整備費等の支援を行う必要がある。

測定指標 1－4 IC 旅券の発給及び不正取得等の防止 *

中期目標（一年度）

憲法で保障されている国民の海外渡航の自由の権利を担保する旅券発給に関し、旅券セキュリティの向上、国民の利便性・行政サービスの向上、事務の効率化・行政コストの削減を図るために、旅券業務のデジタル・ガバメントを推進する。また、円滑な海外渡航の実現のために、旅券の不正取得、不正使用及び偽変造を防止し、日本国旅券の国際的な信頼性を確保する。高度な偽変造対策技術による、世界最高レベルのセキュリティを有する次世代旅券を導入する。

令和2年度目標

- 1 電子申請、手数料のクレジットカード納付、配送交付、顔認証技術の活用などを盛り込んだ「外務省デジタル・ガバメント中長期計画」の具体化に向けた検討を進めるとともに、システム設計、開発へ向けた要件定義を行う。
- 2 旅券発給申請手続における戸籍謄抄本の添付省略を可能とするため、マイナンバー制度を活用して旅券発給審査に必要な戸籍情報をオンラインで取得可能とする仕組みについて、引き続き関係省庁と協議・検討する。
- 3 国内において一般旅券に関する事務を行っている都道府県及び再委託市町村の職員に対する研修等を引き続き実施することにより、国民への統一的な旅券行政サービスの提供に努めるとともに、都道府県との間で旅券業務におけるデジタル・ガバメントの推進や次世代旅券（高度な偽変造対策技術による、世界最高レベルのセキュリティを有する旅券）の導入に関する協議・検討を進める。
- 4 日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため、引き続き、旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。
- 5 令和6年度を目途とした次世代旅券導入のための、集中作成方式への移行に向けた旅券発給業務の制度設計及びシステムの開発を引き続き実施する。
- 6 「女性活躍加速のための重点方針」に基づき、旅券への旧姓の記載を認める要件緩和を行うのと同時に記載方法を分かりやすく改める。

施策の進捗状況・実績

- 1 「デジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定。令和元年12月20日改定（閣議決定）。令和2年12月25日改定（閣議決定）。）に基づく「外務省デジタル・ガバメント中長期計画（平成30年6月28日CIO連絡会議決定。令和2年3月改定。）にのっとり、旅券のオンラインによる申請を可能とすることに取り組んだ。その制度設計に当たっては、旅券の信頼性を維持しつつ、マイナポータルなどの既存インフラの利用、申請時の出頭回数の削減、業務のデジタル化等にも可能な限り努めることとした。

具体的には、令和4年度にマイナポータル上でのオンライン申請を導入し、申請時出頭の削減、旅券事務所（バックオフィス）のデジタル化により、申請者の利便性向上及び旅券事務の効率化を図るとともに、旅券の信頼性維持のため、交付時出頭を維持し（配送交付は当面導入しない）、マイナンバーカードによる公的認証、顔認証システムの導入により偽変造対策を講じることとした。

- 2 旅券発給申請手続における戸籍謄抄本の添付省略については、法務省との間でマイナポータルを

利用した戸籍電子証明書による戸籍添付省略の令和6年度までの実現に向けて調整を進めた。

- 3 新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、大勢の参加者が集まる研修・会議の開催は見送られたが、オンライン会議により、旅券事務担当初任者研修、旅券事務担当中堅研修、都道府県旅券事務主管課長会議、都道府県を6地域に分けたブロック会議などを開催し、都道府県との一層の連携強化に努めた。また、47都道府県パスポートセンター長との間で個別協議を実施した。さらに、デジタル・ガバメント及び処理基準に関する作業部会を設置し、月2回のペースで47都道府県との協議を実施した。
- 4 平成21年から実施している「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を年2回（7月から10月までの間に各都道府県が定める2週間及び令和3年2月20日から3月5日までの2週間）実施した。厳正な本人確認の重要性について国民の理解を求めながら、本人確認の厳重な審査を行うとともに、警察関係機関との連携を密にし、不正使用防止に努めた。
- 5 令和6年度における次世代旅券の導入に向けて、地方公共団体の分散作成方式から国立印刷局における集中作成方式に移行するため、各種要素の検討及びシステム開発、並びに旅券法改正へ向けた準備を進めた。
- 6 旧姓併記の要件緩和及び旅券上の記載方法の変更として、令和3年4月1日以降の申請について、旧姓が記載された戸籍謄抄本、住民票及びマイナンバーカードで旧姓を確認できれば併記を認めるよう要件を緩和し、旅券上の旧姓を含む別名について渡航先当局などに対して分かりやすく示すための説明書きを加えることとした。

中期目標（一年度）

憲法で保障されている国民の海外渡航の自由の権利を担保する旅券発給に関し、旅券セキュリティの向上、国民の利便性・行政サービスの向上、事務の効率化・行政コストの削減を図るために、旅券業務のデジタル・ガバメントを推進する。また、円滑な海外渡航の実現のために、旅券の不正取得、不正使用及び偽変造を防止し、日本国旅券の国際的な信頼性を確保する。高度な偽変造対策を施した次世代旅券を導入する。

令和3年度目標

- 1 「デジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定。令和元年12月20日改定（閣議決定）。令和2年12月25日改定（閣議決定）。）に基づく「外務省デジタル・ガバメント中長期計画（平成30年6月28日CIO連絡会議決定。令和2年3月改定。）にのっとり、申請者の利便性向上及び旅券業務の効率化のため、令和4年度における旅券のオンライン申請の導入に向け、制度設計の具体化及び法改正のための作業に取り組む。
- 2 旅券申請・業務のデジタル化に向けて、関係省庁、都道府県及び関連事業者との間で制度・業務・システムに係る諸課題について更なる検討・議論を進める。
- 3 令和6年度を目途とした次世代旅券の導入のため、集中作成方式への移行に向けた旅券発給業務の制度設計及びシステムの開発を引き続き実施する。
- 4 国内において一般旅券に関する事務を行っている都道府県及び再委託市町村の職員に対する研修等を引き続き実施することにより、国民への統一的な旅券行政サービスの提供に努める。また、都道府県との間で、旅券のオンライン申請の導入や次世代旅券の導入による集中作成方式への移行に関する協議・検討を進める。
- 5 日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため、引き続き、旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本国旅券の発行状況、旅券行政サービスの質の向上のための都道府県等の職員に対する研修等の実施状況及び旅券の不正使用防止に係る取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

また、政府の重要な方針等に基づき、旅券申請手続等の在り方について検討を行い、国民の利便性・行政サービスの向上と事務の効率化・行政コストの削減を図ることは、領事サービスの向上のための重要な要素である。

測定指標1-5 在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理

中期目標（令和4年度）

海外に居住する日本国民が、憲法第 15 条により保障されている選挙権を行使する機会を確保する。

令和 2 年度目標

- 1 令和 3 年 10 月の任期満了に伴う衆議院議員通常選挙の実施に向け、引き続き、在外選挙制度の周知及び選挙実施の啓蒙を重層的に実施する。
- 2 インターネット投票の導入に向けた調査や議論を関係省庁とともに引き続き実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 従来から実施している在外選挙制度周知に加え、令和 3 年 1 月以降、衆議院議員総選挙実施予定の周知も兼ねた啓蒙を図り、在外公館窓口来訪者への呼び掛け、外務省・在外公館ホームページへの掲載、領事メールの発出、領事出張サービスの際の案内、現地日本人関係団体等を通じた広報・啓蒙を重層的に実施した。
- 2 投票することが困難である環境にある選挙人の投票環境向上策を検討する場として、総務省において有識者等を委員とする「投票環境の向上方策等に関する研究会」が設置され、インターネット投票の導入に関する研究が継続的に進められており、関係省庁と本人確認のための個人認証方法、海外における通信環境の共有、投票システムの基本構想等について意見交換や情報共有等を行い、国内外において、インターネット投票の実証実験を実施した。
- 3 新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、4 月に実施された補欠選挙では、在留邦人のみならず、職員などが感染しないよう適時適切な指導を行ったほか、在外投票に係る新型コロナウイルス等における感染防止対策の指針を策定し、在外公館に指示等をした。

令和 3 年度目標

- 1 令和 3 年度に予定されている補欠選挙や 10 月の任期満了に伴う衆議院議員総選挙の実施に向け、出国時申請を含めた在外選挙制度の周知及び投票実施の啓蒙について重層的に強化する。
- 2 インターネット投票の導入に向けた課題・議論について関係省庁等とともに引き続き実施・協力していく。
- 3 新型コロナウイルス等における感染防止対策の指針の策定に伴い、投票記載場所となる在外公館への感染防止用品を整備し、感染防止策の徹底を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外における在外邦人の選挙権行使の機会を確保するための取組を実施することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

申請者の利便性向上に資するため、出国時申請や在留届登録を含む、在外選挙制度の周知・啓蒙を引き続き進め、制度改革を含めて投票できる機会の確保を図っていく必要がある。

インターネット投票の導入については、多くの国内関係法令が関係・影響するほか、在外投票を対象に検討されていることから、引き続き関係省庁等と幅広く意見交換・協議の上、積極的に実証実験等へ参加・協力していく必要がある。

令和 2 年 4 月に発令された非常事態宣言の際、政府の方針として、「選挙は民主主義の根幹を成すものであることから、選挙を実施する場合には、感染防止の徹底を図ること」とされている。

測定指標 1－6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施

中期目標（令和 4 年度）

条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに、これまでの実績を踏まえた支援内容の検討を行う。また、国内外におけるハーグ条約に関する理解を促すため積極的な広報を行う。さらに、アジア地域を中心とした条約の普及促進に努める。

令和 2 年度目標

- 1 令和 2 年 4 月に施行された改正ハーグ条約実施法に基づき条約上の中央当局の任務を適切に実施する。
- 2 日本の条約実施状況に係る理解を促進するため、また、子の連れ去り等を未然に防止するための積極的かつ効果的な広報を行う。
- 3 アジア地域を中心とした条約の普及促進に向け、関係国・地域との意思疎通を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和2年度は、59件の援助申請を受け付けた（返還援助申請が43件、面会交流援助申請が16件）。また、法に定められた要件を満たさず却下した事案及び審査中の事案等を除く55件について援助決定を行い、外国中央当局との調整、子の所在特定、友好的な解決に向けた協議のあっせん、裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果、令和2年度中には、条約に基づき、日本から外国への子の返還が8件、外国から日本への子の返還が6件実現した。また、4月には、子の返還の強制執行手続の実効性をより一層高めることを目的としたハーグ条約実施法の一部を改正する法律案が施行された。
- 2 ハーグ条約の認知度を高め、子の連れ去り等を未然に防止するため、在留邦人向け情報誌やウェブサイトにはハーグ条約に関する情報を掲載し、弁護士や地方自治体職員等を対象としたセミナーを17回開催したほか、海外在住の日本人を対象としたオンライン形式のセミナーを行った。
- 3 ハーグ条約非締約国へのアウトリーチ活動の一環として、ベトナムの最高裁判所及び司法関係者を対象としたオンライン形式のセミナーにおいて、日本がハーグ条約加盟に至るまでの経験や条約締約後の国内での実施体制などに関する取組を紹介した。また、ハーグ条約非締約国のハーグ条約加盟を促進するため、アジア地域ハーグ条約締約国のより円滑な条約実施体制の確保を目的に、ハーグ国際私法会議（HCCH）と協力し、オンライン形式で講演や条約実施状況に関するプレゼンテーションを実施した。

令和3年度目標

- 1 令和2年4月に施行された改正ハーグ条約実施法に基づき条約上の中央当局の任務を適切に実施する。
- 2 日本の条約実施状況に係る理解を促進するため、また、子の連れ去り等を未然に防止するための積極的かつ効果的な広報を行う。
- 3 アジア地域を中心とした条約の普及促進に向け、関係国・地域との意思疎通を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本については、本条約が発効し7年が経過したことから、これまでの実績を踏まえつつ、必要に応じ、支援内容の拡充等の措置を講じ、条約上の中央当局の任務を適切に実施することが重要である。

また、ハーグ条約に関する理解及び我が国におけるハーグ条約の実施状況に関する理解を得ることは、安易な子の連れ去りを未然に防止する観点からだけでなく、各国中央当局との緊密な連携の下でハーグ事案を解決していく観点からも重要である。

さらに、日本人との国際結婚数が多いアジア諸国において、締約国の条約実施能力の向上を支援するとともに、非締約国の条約への加入を働きかけることにより、同条約の普及促進を図ることが重要である。

測定指標1-7 領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展（単位：時間）

注：本測定指標は、目標を達成したことから、令和2年度をもって設定を終了した。

年間業務処理時間削減（平成17年度比）	中期目標値	令和2年度	
	令和4年度	目標値	実績値
	10,740	10,740	10,740

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

領事業務の業務・システム最適化計画における効果・サービス指標として、平成27年度までに達成することを目標として公表している時間数であるため、これを目標値としている。

「領事業務の業務システム最適化計画に基づいた、旅券システム、査証システム等に係る運用経費の削減」については、領事関連情報システムの統合により既に実現している。また、年間業務処理時間の削減については、旅券ダウンロード申請書の利用率向上を残すのみであったが、令和2年度上半期において、在外公館のダウンロード申請書利用率の目標値（50%）を上回る51.1%を記録し、目標を達成した。

参考指標：国外における一般旅券の不正使用把握件数（括弧内は関連した旅券の冊数）及び一般旅券のなりすましによる不正取得数（暦年）

	実績値	
	令和元年度	令和2年度
一般旅券不正使用件数 （括弧内は関連した旅券冊数）	16 (24)	10 (18)
一般旅券のなりすましによる不正取得数	8	3

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
①領事サービスの充実 (昭和43年度)	利用者のアンケート調査結果や領事窓口案内員の活動報告等を現場にフィードバックすることにより、在留邦人を始めとした利用者が、領事窓口の在り方についてどのような意見を持っているかを理解するとともに自己改善に努める。また、領事に求められる役割が拡大・増大する中で、多岐にわたる領事事務分野の理解度を深め、必要な能力向上が図られるよう研修を計画・実施する。 これらの取組により、より良い領事サービスの提供を図っていく。				1-1
	271 (265)	266 (276)	599 (464)	6,566	0132
②海外子女教育体制の強化 (昭和34年度)	日本人学校・補習授業校の運営主体たる学校運営理事会に対し、在外教育施設の運営・維持に必要な財政上の援助を実施する。特に、安全対策については、危機管理専門家による安全評価を参考に人的・物的安全対策の強化を継続的に推し進める。 これらの取組により、海外子女が日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安心・安全な環境で受けることができるようにする。				1-3
	3,447 (3,239)	3,491 (3,228)	5,128 (4,852)	3,458	0130
③旅券関連業務 (*)	旅券の申請・受付・審査・作成・交付・記録・管理等の多岐にわたる業務の実施のために必要な経費。 これにより、円滑な旅券の発給や不正取得の防止を行う。				1-4
	8,730 (8,711)	8,185 (8,117)	7,652 (7,170)	4,946	0129
④旅券行政問題研究会 (平成27年度)	行政法を専門とする学者等の参加を得て、旅券行政問題関係の研究会を開催する。 これにより、旅券の発給等をめぐって国民と行政府との間に生じた旅券行政上の様々な問題や課題等について専門家の助言を得つつ議論を行い、研究会において蓄積した知見を将来の旅券法改正に活用する。				1-4
	0.3 (0.1)	0.3 (0)	0.3 (0)	0.3	0136
⑤在外選挙関連事務に必要な経費 (平成12年度)	在外選挙人の選挙権行使の機会が確保されるよう制度の周知・広報に努める。 これにより、在外選挙の円滑な実施のための体制整備に寄与する。				1-5
	102 (95)	330 (312)	40 (39)	328	0133
⑥ハーグ条約の実施 (平成24年度)	条約及び同条約実施法に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流に関する支援を行う。また、積極的に広報を行い、条約を周知する。 これにより、条約の適切な実施に寄与する。				1-6

	146 (101)	141 (106)	142 (98)	135	0135
⑦領事システム (平成23年度)	領事業務の業務システム最適化計画に基づいた領事関連情報システムを統合する。 これにより、旅券システム、査証システム等に係る運用経費の削減環境を整備する。				1-8
	3,127 (3,072)	3,913 (3,836)	3,526 (3,311)	3,765	0131
⑧領事手続におけるデジタル・ガバメントの推進 (令和2年度)	令和元(2019)年12月20日決定の「デジタル・ガバメント実行計画」及び令和2(2020)年3月30日改定の「外務省デジタル・ガバメント中長期計画」の方針にのっとり、旅券の電子申請、領事手数料の非現金化など、デジタル前提の行政サービスを実現する。 これにより、領事サービスの利便性向上及び行政運営の効率化を達成する。				1-1
	—	—	226 (209)	3,056	0134
⑨国際民間航空機関(公開鍵ディレクトリ)拠出金(義務的拠出金) (平成18年度)	我が国が発行するIC旅券は、公開鍵暗号技術を用いてその真正性を検証可能な旅券であるが、その機能を有効とするには発行国から各国に検証用の公開鍵を配布する必要がある。このため、国際民間航空機関(ICAO)が設立した公開鍵を管理・配布するためのICAO PKD(Public Key Directory: 公開鍵ディレクトリ)プログラムに参加し、各国出入国管理当局に我が国IC旅券の公開鍵を確実に提供している。プログラムの経費は、PKDシステム運営経費と事務局経費で構成され、PKD参加国からの義務的拠出金により充当する独立採算となっている。 我が国は、本拠出、ICAO関連会合への積極的な参画等を通じ、我が国IC旅券のセキュリティの高度化、旅券の不正使用の防止を図ることにより、日本人の円滑な渡航とともに、各国の円滑かつ安全な出入国管理にも貢献する。				1-4
	5 (3)	4 (3)	4 (3)	3	0273

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 在外邦人の安全確保に向けた取組

施策の概要

- 1 在外邦人の安全対策の強化
海外に渡航・滞在する邦人の安全対策を強化するため、的確な情報収集・発信力の強化や在外公館の危機管理・緊急事態対応の向上、中堅・中小企業との連携を一層強化する。また、邦人の海外安全に関する意識を高めるための広報・啓発を効果的に推進する。
- 2 在外邦人の援護体制の強化
国民目線の丁寧かつ円滑・確実な対応を確保するための、国内外の各種機関・団体との連携・協力関係、ネットワーク化の形成を推進し、邦人援護体制・基盤の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日 閣議決定）
第 2 章 5.（6）① 外交
- ・ Bangladesh におけるテロ事案を受けた取組（平成 28 年 7 月 11 日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
2 海外における邦人の安全確保
- ・ Paris における連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組（平成 28 年 7 月 11 日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

測定指標 2-1 在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備

中期目標（2 年度）

海外安全情報を適時適切に発信する。また、在外公館の邦人援護体制を強化する。

令和 2 年度目標

- 1 緊急事態発生時の邦人保護対処訓練の着実な実施等を通じ、在外公館の危機管理体制の強化を図る。
- 2 海外安全ホームページのシステム改修・掲載内容の充実化を通じ、海外安全情報（危険情報、安全対策基礎データ、感染症危険情報等）を効果的に発信する。
- 3 外務省海外旅行登録「たびレジ」、海外安全アプリ及び「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の一層の認知度向上・利用促進等を図るとともに、デジタル広告の活用や官民連携を通じ、より効果的及び広範に啓発を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館の危機管理体制を強化するため、各在外公館で緊急事態邦人保護対処訓練の実施や「安全の手引き」作成等に取り組んだ。
- 2 海外安全ホームページ（HP）のウェブアクセシビリティ対応等を行い、より多くのユーザーに利用しやすい HP となるよう改修を行った。
- 3 海外安全対策の啓発や「たびレジ」登録の促進を目的に、海外安全を呼び掛けるアニメーションを作成するなど、オンラインでの情報発信強化を図った。
また、「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」については、動画版を日系航空機内の上映プログラム内に引き続き掲載したほか、マニュアルの使用価値を高めるため、コロナ禍での各種規制による入国・行動制限等、テロと感染症といった複合的なリスクを踏まえた安全対策の見直しの必要性を訴えるストーリーと解説を追記した増補版冊子を 15 万部作成し、海外安全 HP 上にも掲載した。その他、日本在外企業協会の協力で作成した「海外安全クイズ」を引き続き海外安全 HP に掲載した。
デジタル広告では、Google の検索広告及びバナー広告を活用し、海外での安全対策に関心を有する層を主なターゲットに、国内安全対策セミナー及び在外安全対策セミナーの受講促進や、上記のマニュアル増補版の広報を目的に、合計約 1,404 万回広告を表示し、うち同セミナーの登録ページやマニュアル掲載ページに約 18 万回ユーザーを誘導した。

中期目標（--年度）

海外安全情報を適時適切に発信し、効果的な広報・啓発を行う。また、在外公館の邦人援護体制を強化する。

令和3年度目標

- 1 緊急事態発生時の邦人保護対処訓練の着実な実施等を通じ、在外公館の危機管理体制の強化を図る。
- 2 海外安全ホームページ（HP）のシステム改修・掲載内容の充実化を通じ、海外安全情報（危険情報、安全対策基礎データ、感染症危険情報等）を効果的に発信する。
- 3 外務省海外旅行登録「たびレジ」、「海外安全アプリ」及び「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の一層の認知度向上・利用促進等を図るとともに、デジタル広告の活用や官民連携を通じ、より効果的及び広範に啓発を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

コロナ禍においては、感染症危険情報をはじめとする世界各国における新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供や、世界各国で出国困難となった邦人に対する領事メールを通じた臨時便等の案内等、海外安全情報の適時適切な発信や邦人保護体制の強化がこれまでも増して重要となった。在外公館の危機管理体制の強化及び海外安全情報発信の有力な手段である海外安全HP、「たびレジ」等の利用促進について、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標2-2 在外邦人保護のための緊急事態対応 *

中期目標（--年度）

大規模緊急事態における迅速な対応のため体制等を整備・強化する。

令和2年度目標

- 1 現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、適切な台数の無線機を配備するとともに、IP無線機など、時宜にかなった機種を導入する。
- 2 邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、引き続き、各国・地域における緊急事態発生時の蓋然性及び邦人の年間渡航者数を考慮した上で、効率的に配備する。
- 3 大規模自然災害や反政府勢力による騒擾などの緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対して、迅速な情報提供及び安否確認ができるショートメッセージサービス（SMS）システムを随時改修し、実効的かつ安定的な運用を図る。
- 4 海外緊急展開チーム（ERT）指名者の一部等を国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練等へ参加させるなど、海外での緊急事態発生時における対応能力を向上させる。
- 5 国内外で実施する官民合同テロ・誘拐対策実地訓練への参加者層を官民共に拡大し、当省の緊急事態対応能力と官民連携の更なる強化を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 現地通信インフラの整備状況や治安状況等を勘案し、必要な台数の無線機を配備した。また、IP無線機の導入も進めている。
- 2 邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、邦人短期渡航者が緊急事態発生時に影響を受けやすい国・地域を中心とする計51公館に購送し、効率的な配備に努めた。
- 3 緊急事態発生時に在留邦人や邦人渡航者に対し、情報提供及び安否確認等を行うためのショートメッセージサービス（SMS）システムを、17か国・地域において運用した。また、緊急事態により迅速に対応できるよう、同システムの一部を改修した。
- 4 海外の緊急事態発生時における対応能力強化のため、海外緊急展開チーム（ERT）の一部を誘拐・被害者家族支援研修、国内で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練に参加させた（計3回）。
- 5 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、オンライン化が困難な対面集合型の実地訓練の開催は見合わせざるを得なかったが、危機管理会社によりごく少人数で実施される国内訓練（企業関係者も参加）に1名の領事担当を参加させた（当初3名が参加予定であったが、残り2名の参加予定日の訓練が緊急事態宣言の影響で中止となったため、1名のみの参加となった。）。

- 6 新型コロナウイルス感染症の発生及び世界的な流行を受け、在留邦人や海外渡航者に適時適切な情報発信を行った。また、関係省庁と連携し「エボラ出血熱等流行地からの邦人輸送ガイドンス」の改訂作業を行った。

令和3年度目標

- 1 現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、適切な台数の無線機を配備するとともに、IP無線機など、時宜にかなった機種を導入する。
- 2 邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、引き続き、各国・地域における緊急事態発生時の邦人短期渡航者への影響等を考慮した上で、効率的に配備する。
- 3 大規模自然災害や反政府勢力による騒擾などの緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対して、迅速な情報提供及び安否確認ができるシステムを随時改修し、実効的かつ安定的な運用を図る。
- 4 海外緊急展開チーム（ERT）要員の一部等を国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練等へ参加させるなど、海外での緊急事態発生時における対応能力を向上させる。
- 5 新型コロナウイルスの感染状況及び感染防止に留意しつつ、可能であれば国内外での官民合同テロ・誘拐対策実地訓練を実施し、当省の緊急事態対応能力と官民連携の更なる強化を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

大規模緊急事態に備え、様々な手段で邦人を援護するための体制を整備し、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。また、無線機や邦人短期渡航者用の緊急備蓄品の適正な配備、IT等を活用した効率的な情報提供及び安否確認のためのシステムの導入は、邦人との連絡手段確保において不可欠であり、テロ・誘拐対策実地訓練等の官民合同での実施は、在外公館の対応能力強化において必要である。

測定指標 2-3 在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携 *

中期目標（一年度）

海外安全情報の収集・発信を強化する。海外安全に係る官民協力を強化し、日本企業と邦人の危機管理意識を向上させる。

令和2年度目標

- 1 多数の邦人が滞在・渡航する危険地域の安全情報の収集を現地専門家に委嘱し、邦人の海外安全に資する情報を迅速に発信する。
- 2 「海外安全官民協力会議」、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」、「安全対策連絡協議会」など、官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的を開催し、日本企業や在外邦人のニーズに合った情報を提供するとともに官民連携を更に推進することで安全対策の強化を図る。
- 3 国際ニュースモニタリングにおいて、主要海外通信社（AP、ロイター等）に加え、アラビア語の主要通信社（アルジャジーラ、アルアラビヤ等）のニュースも常時監視し、邦人に影響が及ぶ事件の把握、緊急事態発生時における初動体制の構築及び邦人への情報発信を迅速に行う。
- 4 企業や教育機関を対象とした国内安全対策セミナーは、関係機関との連携や実施形態・時期の調整により効果的に実施し、集客の向上と参加者の裾野の拡大を図る。
在外安全対策セミナーは、現地のニーズに合わせて対象地域を拡大し、各地の事情を反映した内容を取り上げるなど効果的な実施に努め、在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策強化を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 20か国における安全情報の収集を現地の専門家に委嘱し、邦人の海外安全に資する情報を海外安全ホームページ（HP）や在外公館の安全対策連絡協議会を通じて迅速に発信した。
- 2 外務省にて「海外安全官民協力会議」の本会合を1回、幹事会（オンライン）を計2回実施し、外務省から最近のテロ情勢を含む各国治安情勢や感染症関連情報等について情報発信を行ったほか、幹事会ではコロナ禍における各社の取組について、様々な視点から企業側と活発な意見交換を行った。
「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の本会合及び幹事会をそれぞれ1回開催した。外務省から中堅・中小企業の安全対策に役立つ情報を提供し、ネットワーク参加組織を通じた情報共

有を呼び掛けたほか、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大も踏まえ、同ネットワークの議論活性化や参加組織の活動内容の充実等に向けた議論を行った。

在外公館において民間企業や在外邦人との間で「安全対策連絡協議会」を全世界で計72回実施した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大により、オンラインによる取組が増えた。

- 3 主要海外通信社（AP、ロイター等）やアラビア語の主要衛星 TV 局・新聞社（アルジャジーラ、アルアラビーヤ等）のテロ・誘拐等に関する外電を 24 時間 365 日体制でモニターした。これを海外における緊急事態発生時の初動体制の構築や、邦人への情報発信に積極的に活用することにより、邦人保護業務を的確かつ迅速に遂行した。
- 4 国内安全対策セミナーは、新型コロナウイルスの国内感染拡大のため対面式については実施せず、オンラインで企業関係者や教育機関関係者を対象に計 9 回実施した。最新の安全情報に加え、コロナ禍での安全対策について講義を行い、会議ソフトの投票機能を利用した演習も実施し、好評を得た。また、地方都市の商工会等の団体と共催することで各都市の企業関係者の参加を多数得ることができた。
在外安全対策セミナーは、オンラインでセミナー動画を配信する形式で、世界 13 か国 2 地域（中国、スリランカ、パキスタン、インド、フィリピン、米国、ブラジル、メキシコ、英国、エジプト、インドネシア、ケニア、南アフリカ、中東湾岸諸国及び欧州）に在留する邦人等を対象として計 15 回実施した。これまで遠隔地に居住するなどセミナー会場に来ることができなかつた在留邦人も含めて多数の参加者を得ることができた。また、在留邦人の関心が高いコロナ禍の医療情報についても講演プログラムに含めた。
- 5 例年、全国の教育機関等からの依頼により 4～50 件の海外安全対策講演会を開催しており、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により講演依頼件数は減少したものの、オンラインにて講演会を計 2 回開催し、各国の治安情勢や感染症関連情報、危機管理対応等の周知を積極的に行った。

令和 3 年度目標

- 1 多数の邦人が滞在・渡航する危険地域の安全情報の収集を現地専門家に委嘱し、邦人の海外安全に資する情報を迅速に発信する。
- 2 「海外安全官民協力会議」、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」、「安全対策連絡協議会」など、官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的で開催し、日本企業や在外邦人のニーズに合った情報を提供するとともに官民連携を更に推進することで安全対策の強化を図る。
- 3 国際ニュースモニタリングにおいて、主要海外通信社（AP、ロイター等）に加え、アラビア語の主要衛星 TV 局・新聞社（アルジャジーラ、アルアラビーヤ等）のニュースも常時監視し、邦人に影響が及ぶ事件の把握、緊急事態発生時における初動体制の構築及び邦人への情報発信を迅速に行う。
- 4 国内安全対策セミナーは、新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえつつ、感染防止措置を取りながら、可能な限り大都市において対面式のセミナー実施も追求する一方、オンラインでの開催を中心に定期的で開催していく。また、海外における新型コロナウイルス関連情報等、企業や教育機関の求めるホットイシューについても情報提供を行い、引き続きコロナ禍の安全対策について啓発を積極的に展開していく。
在外安全対策セミナーは、新型コロナウイルスの海外での感染状況を踏まえつつ、同様に対面式のセミナー実施も追求する一方、オンラインでの開催を中心に開催していく。その際、在留邦人からの要望を踏まえながら、講演内容を更に充実させるとともに、オンラインで配信されるセミナー動画や資料について、視聴・閲覧期間等の制限を可能な限り見直し、効果的に情報を提供できるようにする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外安全情報の収集・発信の強化と官民連携の強化は、邦人の安全対策を強化する上で重要である。危険地域の情報収集を現地専門家に、また、国際ニュースのモニタリングを外部事業者に委嘱し、邦人の安全に資する情報を収集すること、官民連携の下、情報共有や意見交換、訓練等を行い、邦人の安全対策意識を向上させることについて、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

参考指標：外部人材を通じた邦人援護件数（単位：取扱い件数）（毎年度、第 3 四半期分まで）

(出典：外務省調べ)	実績値	
	令和元年度	令和2年度
	111	54

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
①在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備等 (平成8年度)	在外公館の危機管理体制を強化し、海外安全ホームページのシステム改修・掲載内容を改善する。さらに、同ホームページ、「たびレジ」、海外安全アプリ、海外安全対策に係る資料の普及に取り組む。 これらの取組により、海外安全情報を適時適切に提供し、在外公館邦人援護体制を強化する。				2-1 2-3
	137 (119)	110 (104)	231 (224)	214	0137
②在外邦人保護のための緊急事態対応 (平成5年度)	海外における緊急事態発生時の邦人援護に備え、無線機や備蓄品を適正かつ効率的に配備する。 緊急時に在留邦人への情報発信及び安否確認を迅速に行うためのショートメッセージサービス(SMS)の安定運用に向けた改修を行う。 海外緊急展開チーム(ERT)要員の一部等を国内外の在外邦人等保護措置訓練等へ参加させ、また、官民合同テロ・誘拐対策実地訓練を実施し、海外での緊急事態発生時における対応能力を向上させる。 新型インフルエンザ及び国際的に脅威となる感染症の予防のための注意喚起や感染時の対応への取組を進める。 これらの取組により、大規模緊急事態における迅速な対応のための体制を整備・強化する。				2-2
	171 (122)	262 (210)	258 (175)	195	0138
③在外邦人の安全対策に関する情報収集と官民連携 (平成12年度)	多数の邦人が滞在・渡航する危険地域の安全情報の収集を現地専門家に委嘱し、主要海外通信社の外電を24時間365日体制でモニタリングすることで、邦人の海外安全に資する情報を収集する。これらの情報や海外安全対策に係る資料を、国内外で開催するセミナーや官民協力の会議を通じて提供し、日本企業や邦人渡航者・在留邦人の安全対策の向上を図る。 これらの取組により、海外安全情報の収集・発信の強化、危機管理意識の向上、海外安全に係る官民協力強化を進める。				2-1 2-3
	224 (218)	232 (225)	343 (328)	327	0139
④困窮邦人等の援護 (昭和28年度)	兼轄国及び遠隔地で事件・事故に遭った邦人の安否確認や諸手続を、外部の協力者に委嘱する。また、邦人の精神障害者に対し、精神科顧問医を活用した援護を実施する。 これらの取組により、外部専門家の知見を活用した効率的な援護業務の体制を整備する。				2-4
	48 (36)	40 (34)	42 (30)	41	0140
⑤領事業務啓発に係る経費 (広報資料の作成・配布事業) (昭和28年度)	海外において日本企業関係者等がテロ・誘拐や一般犯罪等の被害に遭うことを防ぐための安全対策マニュアルや啓発資料を作成し、国内外で広く配布・活用する。 これにより、一人一人の安全対策意識と対応能力の向上、安全対策面での日本企業の海外展開支援及び海外安全に係る官民協力強化を進める。				2-3
	5 (5)	11 (11)	77 (64)	21	0141

⑥在外公館における抗インフルエンザウイルス薬備蓄 (平成17年度)	新型インフルエンザ対策として在外公館に備蓄する在外邦人向け抗インフルエンザウイルス薬を更新する。 これにより、大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。				2-2
	648 (588)	0 (0)	0 (0)	0	—
⑦在外公館における抗インフルエンザウイルス薬備蓄等経費 (令和3年度)	新型インフルエンザ対策として在外公館に備蓄する在外邦人向け抗インフルエンザウイルス薬を更新する。 これにより、大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。				2-2
	—	—	—	68	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野3 外国人問題への取組

施策の概要

1 ビザの審査・発給

出入国管理上問題ないと見られる外国人に対して迅速なビザ発給を行う一方、我が国の治安維持のため、厳格にビザ審査を行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、査証（ビザ）事務支援システムの充実化を図る。

2 観光立国推進及び人的交流促進のためのビザ緩和への取組

観光立国推進及び人的交流促進のために、アジア諸国を始め、各国の事情等を踏まえつつ、戦略的にビザ緩和に取り組む。

3 在日外国人に係る問題解決への取組

(1) 国際ワークショップの開催、外国人集住都市会議への出席、二国間協議を通じた出身国の関係当局との情報共有・連携により、問題解決に取り組むとともに、災害時対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、ネットワーク構築を図る。

(2) 新たな在留資格「特定技能」の円滑な運用に向け、二国間文書の作成等を進める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・未来投資戦略2018（平成30年6月15日 閣議決定）
第2 I. [4] 4. (3) i) ② コ) ビザの戦略的緩和
- ・明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）
- ・観光ビジョン実現プログラム2019－世界が訪れたい日本を目指して－（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2019）（令和元年6月 観光立国推進閣僚会議）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日 閣議決定）
第2章5. (4) ② 観光立国の実現
- ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）（令和元年12月20日 関係閣僚会議了承）
- ・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成30年12月25日 閣議決定）

測定指標3-1 出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和 *

中期目標（--年度）

人的交流の促進、観光立国の推進及び出入国管理等の厳格化に係る要請に対応する。

令和2年度目標

水際対策とのバランスにも配慮しつつ、ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を推進する。

- 1 対象国を精査した上で、各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。
- 2 ビザ審査体制の強化のため、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置及び査証事務支援システムの充実化を図るほか、電子査証・渡航認証システムの導入と円滑な運用を確保する。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の国内外での感染拡大を受け、査証免除措置及び発給済査証の一時的な効力停止を含む水際対策措置が強化されたことにより、国際的な人の往来は停滞し、訪日外国人数は大幅に減少した。また、これにより在中国公館等における次世代査証発給・渡航認証管理システムの導入も延期することとなった。

令和3年度目標

新型コロナウイルス感染症の収束状況を見つつ、訪日外国人数の回復を見据えた施策を検討するとともに、以下のとおり、ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を推進する。

- 1 対象国を精査した上で、個々の対象国の状況に応じたビザ発給要件の緩和を検討する。
- 2 ビザ審査体制の強化のため、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置及び査証事務支援システムの充実化を図るほか、電子査証発給・渡航認証管理システムの導入と円滑な運用を確保する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

新型コロナウイルス感染症の収束を見据えて、「明日の日本を支える観光ビジョン」で掲示された、訪日外国人数を2030年までに6,000万人とする目標の達成を目指し、ビザ発給要件緩和の実績と効果及びビザ審査体制強化の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」及び「観光ビジョン実現プログラム」に基づき、感染症対策との整合性を確保しつつ、ビザ発給要件の緩和及びビザ審査の厳格化に努めることが重要である。

測定指標 3-2 在日外国人問題への取組 *

中期目標（--年度）

在日外国人に係る諸問題の解決を促進する。

令和2年度目標

- 1 中国等、在留資格「特定技能」に係る協力覚書の作成に至っていない国との間で、引き続き早期作成に取り組むとともに、二国間文書を作成した国との間で、制度の適正な運営のための情報連携と協議を行う。
- 2 在日外国人に係る諸問題解決の一助のため、国際フォーラムを開催する。
- 3 多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。
- 4 災害発生時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、一層の連携強化を図るとともに、フェイスブック等を活用した情報発信を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 在留資格「特定技能」に係る二国間文書の作成等
インドとの間で協力覚書を作成した。また、コロナ禍による往来の制約はあったものの、オンライン会議システムも活用しつつ、作成済み国（13か国）との間で、制度の適正な運営のための情報連携及び協議を計5回実施した。
- 2 国際フォーラムの開催
令和3年2月、国際移住機関(IOM)との共催により「外国人住民への情報発信：コロナ禍で見えた現状と課題」をテーマとしたフォーラムを、オンラインで900人近くの聴講者を得て開催した。国内外から事例発表を行うとともにパネルディスカッションではやさしい日本語の活用に焦点をあてた外国人住民への情報発信についても議論を行った。
- 3 外国人集住都市会議への出席
三重県鈴鹿市にて開催される予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で会議が中止となった。
- 4 防災
令和3年3月、東京都と共催で全ての在京外交団を対象に書面開催（注）にて防災説明会を実施し、災害発生時の関係機関の体制や役割の説明等を実施した。また、台風等の災害時にフェイスブックを活用し、多言語での情報発信を行った。
（注）各参加機関の英語プレゼン資料を期間限定でGoogleドライブにアップし、そのURLを在京各国大使館防災責任者のメールアドレスへ送付した上で、質問をメールで受け付ける形式。

令和3年度目標

- 1 中国等、在留資格「特定技能」に係る協力覚書の作成に至っていない国との間で、引き続き早期作成に取り組むとともに、作成済み国との間で、制度の適正な運営のための情報連携と協議を行う。
- 2 在日外国人に係る諸問題解決の一助のため、国際フォーラムを開催する。
- 3 多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議がオンライン等で開催される場合には出席を検討する。
- 4 災害発生時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、一層の連携強化を図るとともに、外務省ホームページやフェイスブック等を活用し、災害情報や新型コロナウイルスについての情報発信を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

在留資格「特定技能」について、協力覚書の作成により、ポスト・コロナを見据えた特定技能外国

人の適正な受入れを目指していくための基本的な枠組みを定めることが必要である。また、作成済み国との関係では、情報連携及び協議を通じて、特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れを確保する必要がある。

平成30年12月「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定し、令和2年度も7月に改訂案を決定するなど、在留外国人を日本社会の一員として受け入れ、彼らが地域で活躍、貢献できるように社会統合を図っていくとする機運が高まっており、在日外国人に係る諸問題の解決の一助となる取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。また、災害時における外国人への対応に関し、在京外交団及び関係各府省・地方自治体等との連携強化を進めることや、災害情報・新型コロナウイルスについて、外務省ホームページやフェイスブックにおいて関係省庁等の取組を含め情報発信を行うことは、外国人の安全・安心確保の観点から重要である。

参考指標1：訪日外国人数（単位：万人）（暦年）

(出典：政府観光局（JNTO）統計）	実績値	
	令和元年	令和2年
	3,188	411

参考指標2：外国人不法残留者数（1月1日時点の数）（暦年）

(出典：法務省統計)	実績値	
	令和元年	令和2年
	74,167	82,892

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標	
	予算額計（執行額） (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)		行政事業 レビュー 事業番号
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
① 査証関連業務 (平成13年度)	1 適正なビザ審査の実施をはじめ、査証業務を遂行する上で必要な体制の維持管理等を通じ、迅速かつ厳格な査証審査を実施する。 適正なビザ審査を実施することを通じて、出入国管理上も問題ないと思われる外国人の入国を円滑にすると同時に我が国の利益を害するおそれのある外国人の入国阻止に寄与する。				3-1	
	2 査証事務支援システムの充実化、新設公館等ビザ作成機未設置公館への機器の配備、次世代査証の在り方についての検討等を実施する。 査証事務支援システムを活用し、ビザ審査の効率化を図り、出入国管理上問題ないと思われる外国人の入国を円滑にすると同時に我が国の利益を害するおそれのある外国人の入国阻止に寄与する。				3-1	
	3 新型コロナウイルス感染症の収束後、外国人観光客誘致のためのビザ緩和措置、観光立国推進及び人的交流促進の観点から各国の事情等を踏まえて、ビザ緩和措置を検討・実施していく。 ビザ緩和措置の実施により、対象となる外国人の訪日が容易となるため、訪日外国人旅行者数の増加に寄与する。				3-1	
	4 訪日する外国人のために、99の国と地域（注）からのビザ申請方法等に関する照会に対して外国語（英語、ベトナム語及びロシア語）で対応する電話サービスを提供する。（注：対象国・地域は今後追加予定） 本サービス提供により、査証申請者はビザ申請に関する情報を得やすくなり訪日が促進され、2030年に年間訪日外国人旅行者数を6,000万人とする政府目標の達成に寄与する。また、在外公館職員の査証照会に係る業務が軽減されることにより、水際対策のための査証審査の強化に資する。				3-1	
	1,123 (1,131)	1,310 (1,266)	950 (842)	884	0142	

②在日外国人社会統合外交政策経費 (平成 21 年度)	国内各地や諸外国の事例等を参照しつつ、外国人の受入れと社会統合や外国人支援の在り方に係る諸問題を緩和・解決するための意識啓発及び施策策定に資する国際フォーラム等を開催し成果物を作成する。 少子高齢化、人口減少が進む国内社会にあって、我が国が持続的な経済成長と繁栄を確保していくため、幅広い外国人人材の積極的な受入れを図りつつ、在日外国人が社会の一員として共生できるよう促進する政策の策定に貢献する。				3-2
	68 (44)	4 (3)	40 (25)	40	0143
③特定技能に係る取組 (平成 30 年度)	在留資格「特定技能」について、外国人材の送出国との間で協力覚書の作成に取り組むとともに、HP や SNS、在外公館等を通じた広報を行い、制度の広範な普及に努める。 送出国との間で協力覚書に基づき悪質な仲介事業者排除のための情報連携と協議を行うことにより、外国人材の円滑な受入れに寄与するとともに、在外公館等を通じた広報により訴求対象者に対し、本件制度に関する正確な情報周知を図る。				3-2
	64 (44)	0 (0)	35 (22)	35	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。